

徳島県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

芳崎土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	大西 豊二郎	大西 豊二郎	阿南市那賀川町芳崎一六―二
同	中西 茂	中西 茂	苅屋二二九
同	川田 芳博	川田 芳博	芳崎一七〇―一
同	仁木 光	仁木 光	三二一―二
同	吉川 繁二	吉川 繁二	四七
同	宮崎 光一	宮崎 光一	三五―五
同	芳田 佳司	芳田 佳司	一〇八―一
同	前川 俊輔	前川 俊輔	九〇―一
同	仁木 明広	仁木 明広	二〇―三
監 事	阪東 芳則	阪東 芳則	苅屋二二一
同	芳田 雄二	芳田 雄二	芳崎一六二
同		松家 清子	今津浦免許五一―一